

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局総務部保護課】 3

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 4

◇ 公 告

- 企画競争方式に係る手続の開始【環境局総務政策部環境学習課】 1 0

◇ 雑 報

- 公立大学法人北九州市立大学の平成 2 9 事業年度財務諸表【公立大学法人北九州市立大学総務課】 1 3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法及び生活保護法施行規則の一部改正に伴い、進学準備給付金の申請に係る手続等を定めることにしました。

この規則は、平成30年8月16日から施行することにしました。

北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第51号

北九州市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

北九州市生活保護法施行細則（昭和58年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

就労自立給付金の 支給の決定通知	法第55条の4第1項	就労自立給付金決定 通知書
---------------------	------------	------------------

を

」

「

就労自立給付金の 支給の決定通知	法第55条の4第1項	就労自立給付金決定 通知書
進学準備給付金の 支給の申請	省令第18条の9第1項	進学準備給付金申請 書
進学準備給付金の 支給の決定通知	法第55条の5第1項	進学準備給付金決定 通知書

に

」

改める。

別表中第35号を第37号とし、第19号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の2号を加える。

（19） 進学準備給付金申請書

（20） 進学準備給付金決定通知書

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 6 7 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 8 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日及び平成 3 0 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 1 年 1 月 3 日までの日は、返
還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	平成 3 0 年 7 月 3 1 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 8 台	平成 3 0 年 7 月 1 0 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 4 台	平成 3 0 年 7 月 1 7 日	
	4 5 台	平成 3 0 年 7 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	平成 3 0 年 7 月 5 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	平成 3 0 年 7 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	平成 3 0 年 7 月 5 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 9 日	
	4 台	平成 3 0 年 7 月 1 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 8 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 9 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 0 日	
	2 台	平成 3 0 年	

		7 月 2 5 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 6 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 3 1 日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 2 台	平成 3 0 年 7 月 1 1 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
	7 台	平成 3 0 年 7 月 1 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 1 8 日	
	3 台	平成 3 0 年 7 月 1 9 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 0 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 5 日	
	3 台	平成 3 0 年 7 月 3 0 日	
	4 台	平成 3 0 年 7 月 3 1 日	

モノレール徳力嵐山口 停留所周辺地区自転車 放置禁止区域	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 8 日	
	3 台	平成 3 0 年 7 月 2 4 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 3 1 日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	3 台	平成 3 0 年 7 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 7 月 9 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 1 8 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 0 日	
	5 台	平成 3 0 年 7 月 2 4 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 5 日	

	6 台	平成 3 0 年 7 月 2 6 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 2 7 日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 2 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 7 日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 5 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1 台	平成 3 0 年 7 月 1 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 3 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 1 台	平成 3 0 年 7 月 1 3 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 0 台	平成 3 0 年 7 月 1 9 日	
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 7 台	平成 3 0 年 7 月 1 8 日	
八幡西区自転車放置禁 止区域外	1 0 台	平成 3 0 年 7 月 2 0 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	8 台	平成 3 0 年	

		7 月 2 5 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 5 台	平成 3 0 年 7 月 2 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	平成 3 0 年 7 月 9 日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 3 0 年 7 月 1 3 日	
	2 台	平成 3 0 年 7 月 1 7 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 2 4 日	
	1 台	平成 3 0 年 7 月 3 0 日	

北九州市公告第 5 5 7 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続を開始する。

平成 3 0 年 8 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市環境ミュージアム展示改修業務
- (2) 業務内容 北九州市環境ミュージアム館内の展示物等を新設及び改修するもの
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 3 1 年 2 月 2 8 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 日本国内において、平成 1 5 年 4 月以降に博物館、美術館、文学館、記念館等展示を主たる機能とする建物における展示改修（リニューアルを含む。）に関する業務について、元請として業務を完了した実績を有すること。
- (3) 参加意思表明書の提出締切日から審査結果通知日までの間に、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

3 参加資格を審査するための基準

前項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 同種業務の実績
- (2) 配置予定者の経験及び能力

- (3) 業務実施体制の妥当性
- (4) 業務内容に対する企画提案の妥当性
- (5) 業務経費の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局総務政策部環境学習課
北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2784

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市環境局総務政策部環境学習課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成30年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加意思表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成30年9月10日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 平成30年9月26日から同年10月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

ウ 単位 日本の標準時及び計量法によるもの

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

公立大学法人北九州市立大学公告第 1 号

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項及び公立大学法人北九州市立大学定款第 7 条の規定により、公立大学法人北九州市立大学の平成 29 事業年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 16 日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津 田 純 嗣

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部			
Ⅰ. 固定資産			
1. 有形固定資産			
土地		6,127,500	
建物	14,776,896		
減価償却累計額	<u>△ 6,435,618</u>	8,341,278	
構築物	427,801		
減価償却累計額	<u>△ 361,342</u>	66,459	
工具器具備品	4,152,971		
減価償却累計額	<u>△ 3,513,959</u>	639,011	
車両運搬具	17,624		
減価償却累計額	<u>△ 17,624</u>	0	
図書		2,543,490	
美術品・収蔵品		8,300	
建設仮勘定		<u>49,010</u>	
有形固定資産合計		17,775,050	
2. 無形固定資産			
ソフトウェア		89,890	
特許権仮勘定		3,585	
その他の無形固定資産		<u>214</u>	
無形固定資産合計		93,689	
固定資産合計			<u>17,868,739</u>
Ⅱ. 流動資産			
現金及び預金		1,492,120	
未収学生納付金収入	267		
徴収不能引当金	<u>△ 267</u>	-	
その他未収入金		68,030	
前払費用		198	
仮払金		<u>3,361</u>	
流動資産合計			<u>1,563,711</u>
資産合計			19,432,450
負債の部			
Ⅰ. 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	767,303		
資産見返施設費	352,687		
資産見返補助金等	19,244		
資産見返寄附金	175,502		
資産見返物品受贈額	2,037,970		
特許権仮勘定見返運営費交付金等	3,041		
建設仮勘定見返運営費交付金等	10		
建設仮勘定見返施設費	<u>49,000</u>	3,404,760	
長期寄附金債務		178,708	
長期リース債務		<u>205,769</u>	
固定負債合計			<u>3,789,239</u>

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

Ⅱ. 流動負債			
運営費交付金債務	1		
寄附金債務	135,915		
前受受託研究費等	58,710		
前受受託事業費等	2,353		
未払金	420,206		
リース債務	80,569		
未払費用	33,593		
未払消費税等	3,928		
前受金	843		
預り科学研究費補助金等	45,881		
預り金	70,798		
流動負債合計		852,802	
負債合計			4,642,041
純資産の部			
Ⅰ. 資本金			
地方公共団体出資金	18,300,200		
資本金合計		18,300,200	
Ⅱ. 資本剰余金			
資本剰余金	2,281,848		
損益外減価償却累計額(△)	△ 6,433,327		
損益外減損損失累計額(△)	△ 108		
資本剰余金合計		△ 4,151,586	
Ⅲ. 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	383,300		
当期末処分利益	258,495		
(うち当期総利益)	(258,495)		
利益剰余金合計		641,795	
純資産合計			14,790,408
負債純資産合計			19,432,450

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	649,912		
研究経費	685,542		
教育研究支援経費	192,392		
受託研究費	360,495		
受託事業費	35,962		
役員人件費	64,856		
教員人件費	3,118,619		
職員人件費	1,141,042	6,248,823	
一般管理費		780,146	
財務費用			
支払利息	184	184	
経常費用合計			7,029,155
経常収益			
運営費交付金収益		2,014,220	
授業料収益		3,394,881	
入学金収益		646,047	
検定料収益		119,847	
受託研究等収益			
国及び地方公共団体	16,616		
その他の団体	369,819	386,435	
受託事業等収益			
国及び地方公共団体	1,313		
その他の団体	37,379	38,692	
寄附金収益		39,338	
施設費収益		97,929	
補助金等収益		179,847	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	71,526		
資産見返施設費戻入	47,326		
資産見返補助金等戻入	9,258		
資産見返寄附金戻入	18,192		
資産見返物品受贈額戻入	4,249	150,552	
財務収益			
受取利息	3	3	
雑益			
財産貸付料収益	48,221		
証明書手数料収益	2,292		
講習料収益	1,969		
文献複写料収益	189		
科学研究費補助金間接経費収益	42,082		
その他雑益	17,567	112,323	
経常収益合計			7,180,120
経常利益			150,964
臨時損失			
固定資産除却損		993	993
臨時収益			
資産見返物品受贈額戻入		993	993
当期純利益			150,964
目的積立金取崩額			107,530
当期総利益			258,495

キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出		△ 4,350,567
その他の業務支出		△ 2,236,523
運営費交付金収入		2,014,222
授業料収入		3,295,405
入学金収入		635,190
検定料収入		119,398
受託研究等収入		345,476
受託事業等収入		40,316
補助金等収入		206,256
寄附金収入		40,391
その他の収入		109,787
預り金の増減額(△は減少)		8,588
業務活動によるキャッシュ・フロー		227,942
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 553,473
無形固定資産の取得による支出		△ 22,052
施設費による収入		278,246
小	計	△ 297,279
利息及び配当金の受取額		3
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 297,276
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△ 85,523
小	計	△ 85,523
利息の支払額		△ 194
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 85,718
IV 資金増減額(△は減少)		△ 155,051
V 資金期首残高		1,627,172
VI 資金期末残高		1,472,120

注 記 事 項

(単位 : 千円)

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	
現金及び預金勘定	1,492,120
うち定期預金	△ 20,000
資金期末残高	<u>1,472,120</u>
(2) 重要な非資金取引	
ファイナンス・リースによる資産の取得	
有形固定資産	25,718
無形固定資産	11,782
受入資産の取得合計	<u>37,501</u>

利益の処分に関する書類 (平成30年7月27日)

(単位：円)

I 当期末処分利益			
当期総利益		258,495,208	258,495,208
II 利益処分額			
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額			
教育研究向上・組織運営改善積立金	<u>258,495,208</u>	<u>258,495,208</u>	<u>258,495,208</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	6,248,823		
一般管理費	780,146		
財務費用	184		
臨時損失	993	7,030,148	
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	△ 3,394,881		
入学料収益	△ 646,047		
検定料収益	△ 119,847		
受託研究等収益	△ 386,435		
受託事業等収益	△ 38,692		
寄附金収益	△ 39,338		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 68,408		
資産見返寄附金戻入	△ 18,192		
財務収益	△ 3		
雑益	△ 70,241	△ 4,782,088	
業務費用合計			2,248,060
II 損益外減価償却相当額			393,264
III 引当外賞与増加見積額			262
IV 引当外退職給付増加見積額			59,742
V 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	6,160	6,160	
VI 行政サービス実施コスト			2,707,490

注 記

(重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。ただし、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	2～50 年				
構	築	物	2～30 年			
工	具	器	具	備	品	2～15 年
車	両	運	搬	具	3～6 年	

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金及び見積額の計算基準

(1) 賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。

(2) 退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(3) 徴収不能引当金については、将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算しております。

5. リース取引についての会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

7. その他

利益の処分に関する書類(案)を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産見返施設費

資産見返施設費は、公立大学法人北九州市立大学施設整備補助金交付決定通知書に従い、施設整備補助金を備品等に充当したことから生じております。

2. 賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は269,064千円であります。

3. 退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は2,066,506千円であります。

(損益計算書関係)

施設費収益

施設費収益は、公立大学法人北九州市立大学施設整備補助金交付決定通知書に従い、施設整備補助金を業務費に充当したことから生じております。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債に限定しております。
資金運用にあたっては地方独立行政法人法第43条の規定に基づいております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,492,120	1,492,120	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(行政サービス実施コスト計算書関係)

引当外賞与増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額△5,083千円を含みます。

引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額△70,827千円を含みます。

(重要な債務負担行為)

当期以前に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

件名	契約金額	翌期以降支払予定額
管理運営補助業務委託(北方キャンパス)	141,037	94,024
清掃等業務委託(北方キャンパス)	110,030	73,353
清掃業務委託(ひびきのキャンパス)	75,783	50,522
警備等業務委託(北方キャンパス)	73,440	48,960
インターネット出願システム等に係る業務委託	18,900	9,720

(重要な後発事象)

該当事項はありません。